○関東地方整備局告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年関東地方整備局告示第二百七号東京都市計画都市高速鉄道事業西武鉄道新宿線

三　事業施行期間　自平成二十五年四月一日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第千百九十七号日光都市計画下水道事業鬼怒川上流流域下水道（上流処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十一年八月十八日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第八百五十六号小山栃木都市計画下水道事業渡良瀬川下流流域下水道（大岩藤処理区）

三　事業施行期間　自昭和六十三年三月十九日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

官庁報告

官庁事項

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十七号の規定に基づき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

第五十四号を次のように改める。

五十四　京成バス東京株式会社

第百三十一号を第百三十四号とし、第五十五号から第百三十号までを三号ずつ繰り下げ、第五十四号の次に次の三号を加える。

五十五　京成バス千葉ウエスト株式会社

五十六　京成バス千葉セントラル株式会社

五十七　京成バス千葉イースト株式会社

第百三十四号の次に次の一号を加える。

百三十五　公益社団法人日本医師会

産業

日本産業規格

令和８年３月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年３月25日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

歯科用金銀パラジウム合金ろう	T6107
歯科用銀ろう	T6111
歯科用金ろう	T6117
歯科用ろう材の試験方法	T6119
歯科用アルギン酸塩印象材	T6505
歯科用寒天印象材	T6512
歯面漂白材	T6542
屈折補正用眼鏡レンズの透過率の仕様及び試験方法	T7333

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。